

平成 30 年 3 月 20 日付け佐賀県公報号外中訂正

道路の占用を制限する区域の指定（佐賀県告示第 136 号）中

ページ	行	誤		正	
2	15～18	一般国道 498 号	鹿島市常広 （常広交差 点）から 武雄市橘町 大日（檜崎 交差点）ま で	一般国道 498 号	鹿島市常広 （常広交差 点）から 武雄市橘町 大日（檜崎 交差点）ま で
			武雄市北方 町大崎（北 方工業団地 入口交差 点）から 伊万里市大 坪町乙（白 野跨道橋） まで		武雄市北方 町大崎（北 方工業団地 入口交差 点）から 伊万里市大 坪町乙（白 野跨道橋） まで
					伊万里市二 里町大里乙 （二里大橋 交差点）か ら 西松浦郡有 田町山本 （国見トン ネル）まで
3	5	大崎交差点		北方町大崎交差点	
4	（下から）10	佐賀市鍋島町森田		佐賀市鍋島町鍋島	
5	23 及び 24	唐津市千々賀町		唐津市千々賀	